

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、沖縄県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の総合的企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
- (5) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) ボランティア活動の振興
- (10) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (11) 共同募金事業への協力
- (12) 福祉人材研修センター受託事業
- (13) 日常生活自立支援事業
- (14) 生活福祉資金貸付事業
- (15) 介護実習・普及センター受託事業
- (16) 福祉人材及び高齢者無料職業紹介事業
- (17) 高齢者の社会活動促進に関する事業
- (18) 社会福祉を目的とする事業に対する助成事業
- (19) 社会福祉振興基金の管理運営事業
- (20) 介護福祉士修学資金等貸付事業
- (21) 地域生活定着支援事業
- (22) 保育士修学資金等貸付事業
- (23) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業
- (24) 災害時福祉支援体制整備受託事業
- (25) 子どもの居場所ネットワーク受託事業
- (26) 重層的支援体制構築に向けた後方支援受託事業
- (27) 災害ボランティアセンター設置運営等支援事業
- (28) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に積極的に取り組むものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を、沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員28名以上34名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。推薦の提案は、別に定める「評議員選任規程」に基づいて行うこととする。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営については、別に定める「評議員選任・解任委員会設置運営規程」によるものとする。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員に対して、各年度の総額が800,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 事業報告並びに計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 収益事業に関する重要な事項
- (11) 解散
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、3ヶ月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 理事・監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第17条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の定数)

第18条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事13名以上16名以内

(2) 監事3名

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とする。

(役員の選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第20条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 常務理事は会長、副会長を補佐し、会長の命を受けて、この法人の常務を処理する。
 - 5 会長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 顧問

(顧問)

- 第26条 この法人に顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
 - 4 任期については、役員の任期に準ずる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会員

(会員)

第33条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第8章 種別協議会及び委員会

(種別協議会及び委員会)

第34条 この法人に種別協議会又は委員会を置くことができる。

- 2 種別協議会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮詢問に答え、又は意見を具申する。
- 3 種別協議会又は委員会に関する規程は、別に定める。

第9章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第35条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第36条 運営適正化委員会の委員は12名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第37条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第38条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第39条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第40条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、別に定めるところによるものとする。

第10章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

- 第41条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。
 - 3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第11章 資産及び会計

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、収益事業用財産及びその他財産の3種

とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 定期預金 100 万円
- 3 収益事業用財産は、第 50 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 4 その他財産は、基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 43 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、沖縄県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、沖縄県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行なう施設整備のための資金に対する融資と併せて行なう同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 44 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 45 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定期評議員会に提出し、承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第47条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第48条 この法人の会計処理状況は、常に明確にしておかなければならない。

2 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるものほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第50条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第12章 収益を目的とする事業

(種別)

第51条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産の賃貸事業
 - ア 沖縄県那覇市久茂地1丁目1番1号所在の建物鉄骨鉄筋コンクリート造地上9階地下2階塔屋2階（延床面積55, 299m²）のうち本会が所有する面積の賃貸事業。
 - ・延床面積 55, 299 m²
 - ・階 地下1階～地上9階
 - ・区画番号 店一1
 - ・区画面積 24, 923. 22 m²
 - ・本会が所有する割合 区画面積の0. 008627
 - イ 所在 沖縄県那覇市旭町1番地9の建物の本会が所有する下記の専有部分の賃貸事業
 - 家屋番号 1番9の1
 - 鉄骨鉄筋コンクリート造5階建 店舗・事務所
 - 床面積 1階部分～5階部分 合計面積5070. 52 m²
 - 本会が所有する割合 29万4781分の3万1965
 - 敷地権 那覇市旭町1番9 の所有権

敷地権割合 100万分の29万4781

- (2) 書籍の販売及び斡旋事業
- (3) 沖縄県総合福祉センター指定管理運営事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(収益の処分)

第52条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、第2条に規定する事業の用に供するものとする。

第13章 解散及び合併

(解散)

第53条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第54条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の承認を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第55条 合併しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、沖縄県知事の認可を受けなければならない。

第14章 定款の変更

(定款の変更)

第56条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、沖縄県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

第15章 公告の方法、その他

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、琉球新報、沖縄タイムス、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第58条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 会 長	那覇市当蔵区4班93号	山城篤男
理 事 副 会 長	那覇市寒川区1班	具志堅宗精
理 事	那覇市大名区4班	安仁屋政守
理 事	真和志市安里1区1班	安谷屋正量
理 事	読谷村喜名区1班	喜友名正謹
理 事	北中城村島袋207番地	比嘉秀盛
理 事	大宜味村根路銘区2班48番地	宮里金次郎
理 事	金武町字金武158番地	奥間清徳
理 事	那覇市2区9組	平敷善徳
理 事	真和志市大原区11班	山田有昂
理 事	真和志市栄町区10班25号	松井義正
理 事	真和志市栄町区11班25号	金城英浩
理 事	真和志市大道区4班	竹野光子
理 事	三和村字名城18番地	新垣義常
理 事	真和志市樋川区1班	嵩原久男
理 事	那覇市寒川区2班24号	平川先次郎
理 事	大里村字高平491番地	瑞慶覽長仁
理 事	読谷村比謝川区1班	平安常實
理 事	東風平村字東風平19班	新垣良栄
監 事	真和志市安里2区3班	新垣正栄
監 事	真和志市寄宮区1班27号	国場瑞星

附 則

この定款は、1955年1月5日から施行する。

附 則

この定款は、行政主席の認可の日（1957年4月18日）から施行する。

附 則

この定款は、行政主席の認可の日（1958年8月18日）から施行する。

附 則

この定款は、行政主席の認可の日（1958年12月12日）から施行する。

附 則

この定款は、行政主席の認可の日（1959年4月6日）から施行する。

附 則

この定款は、行政主席の認可の日（1960年7月30日）から施行する。

附 則

この定款は、行政主席の認可の日（1961年10月27日）から施行する。

附 則

この定款は、行政主席の認可の日（1962年11月13日）から施行する。

附 則

この定款は、行政主席の認可の日（1963年6月28日）から施行する。

附 則

この定款は、行政主席の認可の日（1963年10月22日）から施行する。

附 則

この定款は、行政主席の認可の日（1964年3月13日）から施行する。

附 則

この定款は、行政主席の認可の日（1965年10月8日）から施行する。

附 則

この定款は、行政主席の認可の日（1967年2月7日）から施行する。

附 則

この定款は、行政主席の認可の日（1968年3月22日）から施行する。

附 則

この定款は、行政主席の認可の日（1971年5月21日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣の認可の日（昭和47年5月15日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣の認可の日（昭和48年8月18日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣の認可の日（昭和60年8月4日）から施行する。

附 則

この定款は沖縄県知事の認可の日（平成元年3月31日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成4年7月8日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成7年4月18日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成10年6月24日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成11年7月30日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成12年5月17日）から施行する。ただし、定数増による評議員の任期は、この定款第17条の規定にかかわらず平成13年6月27日までとする。

附 則

1 この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成13年3月8日）から施行する。ただし、第7章運営適正化委員会に関する規定は、平成12年6月29日から適用する。

2 平成13年1月30日現在評議員の者の任期は、第18条第1項の規定に係わらず平成13年5月28日までとする。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成13年5月21日）から施行する。ただし、第6条第1項第1号の規定は平成13年6月28日から適用し、第15条第2項の規定は平成13年5月29日から適用する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成14年6月14日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成14年12月4日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成15年5月29日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成15年7月18日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成16年6月7日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成17年3月7日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成17年6月13日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成18年4月17日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成18年6月29日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成19年6月15日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成21年4月16日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成22年6月2日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成23年7月5日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成25年2月13日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成26年3月24日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成28年6月28日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成29年1月30日）から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成29年4月17日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成31年1月21日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成31年4月16日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（令和2年4月20日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（令和3年5月7日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（令和6年1月9日）から施行する。

沖縄県社会福祉協議会定款（沿革）

1951年11月1日	設立により制定
1955年1月5日	社会福祉法人設立認可により改正
1957年4月18日	改正
1958年8月18日	改正
1958年12月12日	改正
1959年4月6日	改正
1960年7月30日	改正
1961年10月27日	改正
1962年11月13日	改正
1963年6月28日	改正
1963年10月22日	改正
1964年3月13日	改正
1965年10月8日	改正
1967年2月7日	改正
1968年3月22日	改正
1971年5月21日	改正
昭和47年5月15日	改正
昭和48年8月18日	改正
昭和60年8月4日	改正
平成元年3月31日	改正
平成4年7月8日	改正
平成7年4月18日	改正
平成10年6月24日	改正
平成11年7月30日	改正
平成12年5月17日	改正
平成13年3月8日	改正
平成13年5月21日	改正
平成14年6月14日	改正
平成14年12月4日	改正
平成15年1月15日	改正
平成15年3月20日	改正
平成16年3月19日	改正
平成17年1月25日	改正
平成17年5月25日	改正
平成18年3月16日	改正
平成18年5月24日	改正
平成19年3月13日	改正
平成21年3月24日	改正
平成22年3月25日	改正

平成 23 年 5 月 24 日	改正
平成 25 年 1 月 22 日	改正
平成 26 年 1 月 23 日	改正
平成 28 年 5 月 24 日	改正
平成 28 年 11 月 24 日	改正
平成 29 年 3 月 8 日	改正
平成 30 年 12 月 7 日	改正
平成 31 年 3 月 15 日	改正
令和 2 年 3 月 13 日	改正
令和 3 年 3 月 16 日	改正
令和 5 年 12 月 8 日	改正